

(13) 固定資産税の非課税に関する相談

【内容】

各種非課税制度の適用条件に関する相談（土地・家屋・償却資産により担当あり）ができます。

【持ち物】

- ①納税通知書または課税通知書（共有者用）
- ②①がない場合は、運転免許証等の本人確認書類

【担当課】

市民生活部 資産税課
電話：072-841-1361